

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（建築安全課）

一 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等を踏まえ、条例で定める特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項を改める等するための改正

二 内容

(一) 条例で定める特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項の改正

(例) 床面積の合計が千平方メートル未満の特別特定建築物に対し、一以上の
車椅子使用者用便房の設置

(二) 規定の整備

三 施行期日

令和七年六月一日